

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

2024年 5月 28日

豊中市長 様

住 所 大阪市中央区道修町3丁目1番8号  
提出者 塩野義製薬株式会社  
氏 名 創薬研究本部長  
井宗 康悦  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 06-6202-2161

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	塩野義製薬株式会社 医薬研究センター
事業場の所在地	大阪府豊中市二葉町3丁目1番1号
計画期間	令和6年(2024年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	71 学術・開発研究機関
② 事業の規模	—
③ 従業員数	853名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別紙2の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年（2023）年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②引火性廃油（有害）
	排出量	14.853 t	45.049 t
	（これまでに実施した取組） 廃棄物管理規則を定めて日々運用している。シオノギグループEHSポリシーおよびEHS行動目標を制定し、一項目に「省資源・廃棄物対策の推進」を掲げ、EHS委員会を定期開催して廃棄物の実績報告とともに分別徹底と削減協力を呼びかけている。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②引火性廃油（有害）
	排出量	14.850 t	45.040 t
	（今後実施する予定の取組） 研究活動が活発化する可能性もあるが、EHS管理規則、廃棄物管理規則、化学物質管理基準書に基づき運用する。化学物質の使用量管理を検討・実践するとともに、継続して特別管理産業廃棄物の使用量適正化、排出量抑制に努める。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 引火性廃油、引火性廃油（有害）、強酸、強アルカリ、感染性廃棄物、汚泥（有害）、廃酸（有害）、廃アルカリ（有害）、処分するために処理したもの（基準値を超える有害物質を含むもの）、廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現状維持

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

③強酸	④強アルカリ	⑤感染性廃棄物	⑥汚泥（有害）
0.299 t	0.026 t	1.59 t	0.001 t

②計画

③強酸	④強アルカリ	⑤感染性廃棄物	⑥汚泥（有害）
0.290 t	0.020 t	1.590 t	0.001 t

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

⑦廃酸（有害）	⑧廃アルカリ（有害）	たもの（基準値を超え	準値を超える有害物質を
0.0026 t	0.138 t	0.005 t	0 t

②計画

⑦廃酸（有害）	⑧廃アルカリ（有害）	たもの（基準値を超え	準値を超える有害物質を
0.02 t	0.130 t	0.005 t	0 t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②引火性廃油（有害）
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②引火性廃油（有害）
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②引火性廃油（有害）
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②引火性廃油（有害）
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組）			

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

③強酸	④強アルカリ	⑤感染性廃棄物	⑥汚泥（有害）
t	t	t	t

②計画

③強酸	④強アルカリ	⑤感染性廃棄物	⑥汚泥（有害）
t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

③強酸	④強アルカリ	⑤感染性廃棄物	⑥汚泥（有害）
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

③強酸	④強アルカリ	⑤感染性廃棄物	⑥汚泥（有害）
t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

⑦廃酸（有害）	⑧廃アルカリ（有害）	したものの（基準値を超え	準値を超える有害物質を
t	t	t	t

②計画

⑦廃酸（有害）	⑧廃アルカリ（有害）	したものの（基準値を超え	準値を超える有害物質を
t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

⑦廃酸（有害）	⑧廃アルカリ（有害）	したものの（基準値を超え	準値を超える有害物質を
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

⑦廃酸（有害）	⑧廃アルカリ（有害）	したものの（基準値を超え	準値を超える有害物質を
t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②引火性廃油（有害）
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②引火性廃油（有害）
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年（2023年）年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②引火性廃油（有害）
	全処理委託量	14.853 t	45.049 t
	優良認定処理業者への処理委託量	14.853 t	45.049 t
	再生利用業者への処理委託量	4.18 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

③強酸	④強アルカリ	⑤感染性廃棄物	⑥汚泥（有害）
t	t	t	t

②計画

③強酸	④強アルカリ	⑤感染性廃棄物	⑥汚泥（有害）
t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

③強酸	④強アルカリ	⑤感染性廃棄物	⑥汚泥（有害）
0.299 t	0.026 t	1.59 t	0.001 t
0.299 t	0.026 t	1.59 t	0.001 t
t	t	1.59 t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

⑦廃酸（有害）	⑧廃アルカリ（有害）	したものの（基準値を超え	準値を超える有害物質を
t	t	t	t

②計画

⑦廃酸（有害）	⑧廃アルカリ（有害）	したものの（基準値を超え	準値を超える有害物質を
t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

⑦廃酸（有害）	⑧廃アルカリ（有害）	したものの（基準値を超え	準値を超える有害物質を
0.026 t	0.138 t	0.005 t	0 t
0.026 t	0.138 t	0.005 t	0 t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②引火性廃油（有害）
	全処理委託量	14.850 t	45.040 t
	優良認定処理業者への処理委託量	14.850 t	45.040 t
	再生利用業者への処理委託量	4.180 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度 令和5年（2023年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物排出 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	61.987 t	
(今後実施する予定の取組等)			
電子マニフェストで運用済み			
※事務処理欄			

## ②計画

③強酸	④強アルカリ	⑤感染性廃棄物	⑥汚泥（有害）
0.290 t	0.020 t	1.590 t	0.001 t
0.290 t	0.020 t	1.590 t	0.001 t
t	t	1.590 t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

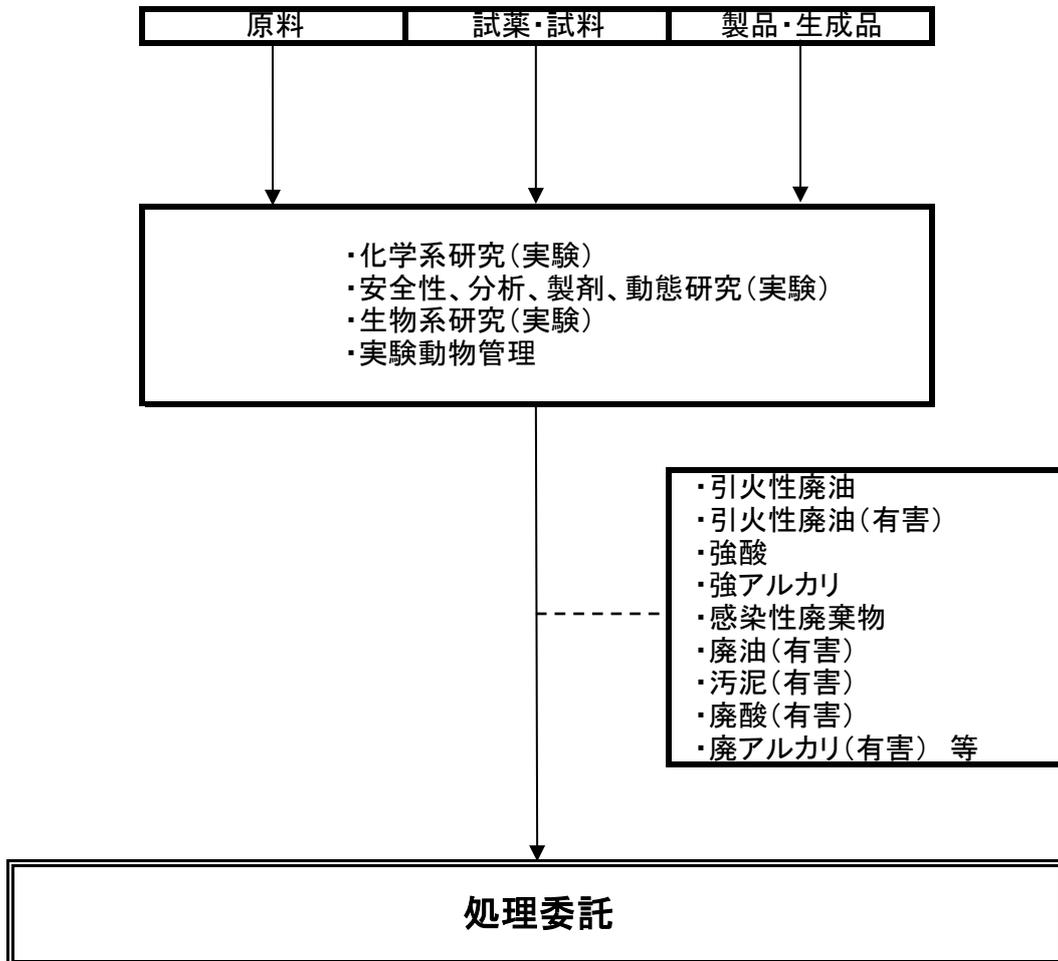
②計画

⑦廃酸（有害）	⑧廃アルカリ（有害）	したもの（基準値を超える）	基準値を超える有害物質を
0.02 t	0.130 t	0.005 t	0 t
0.02 t	0.130 t	0.005 t	0 t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

(第6面)

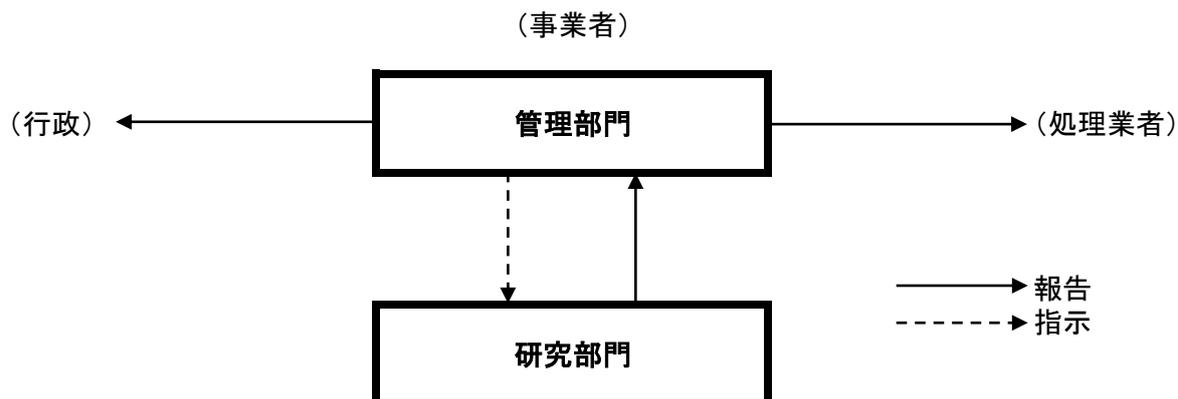
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。



【特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制】

別紙2



部署	役割
管理部門	産業廃棄物の発生から処分に至るまでの統括的な管理 産業廃棄物の発生量(排出量)の集計および性状等のチェック 産業廃棄物一時保管施設の管理 行政への届出 処理業者委託の委託契約、委託量、委託伝票(マニフェスト)等の管理 電子マニフェストの利活用 産業廃棄物の適正管理および減量化等に関する社内啓発 各部署間の調整および指示、適正分別の呼びかけ 廃棄物の資源化、減量化の検討 産業廃棄物処理計画の策定およびその実施 産業廃棄物の適正処理費用の算出 委託料金の支払い手続き等の業者管理
技術研究部門	創薬研究開発 産業廃棄物の減量化手法の検討